

第4回青森地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和2年8月25日（火）10時28分～11時01分

2 場 所 青森合同庁舎4階 共用会議室

3 出席者

【委 員】 公 益 委 員 石岡委員、佐藤委員、飛鳥委員、森委員

労働者委員 赤間委員、秋田谷委員、小枝委員、黒滝委員、野坂委員

使用者委員 小笠原委員、田中委員、三上委員、齋藤委員、平野委員

【事務局】 請園青森労働局長、細田労働基準部長、吉田賃金室長、成田賃金係長、長尾厚生労働事務官

4 開 会

賃金係長 皆様お揃いですので、ただ今より第4回青森地方最低賃金審議会を開会いたします。

本日の委員の出欠状況ですが、戸沢委員が欠席されておりますが、定足数に達しておりますことをご報告いたします。

本日の審議会の公開に関しまして、傍聴人の募集公示を行いましたところ、3名の申込みがあり、傍聴いただいていることを併せて報告いたします。

それでは、以降の議事進行につきましては、石岡会長によりしくお願いいたします。

石岡会長 はい、それではよろしくをお願いいたします

まず最初に、議事録署名者を指名したいと思いますので、労働者代表委員からは赤間委員、使用者代表委員からは小笠原委員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします

（両委員から、了承の声）

5 議 事

（1）青森県最低賃金の改正決定についての青森地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について

石岡会長 それでは議事に入りたいと思いますが、本日は、8月7日に答申いたしました青森地方最低賃金にかかる改正決定に対し、異議の申出がありました。このことに対する審議でございます。はじめに、事務局から申出の状況について報告をしていただけますか。

賃金室長 はい、それでは説明させていただきます。

青森県最低賃金改正につきましては、8月7日に「3円引き上げて、『793円』とする」旨の答申をいただいたところではありますが、「審議会の答申要旨」につきまして公示をいたしましたところ、8月20日に「青森県労働組合総連合議長奥村榮」様から、再審議を求めるとの異議の申出がありました。

従いまして、青森労働局長から本審議会に、当該異議申出に対する意見を求めることを内容とする「諮問」を行わせていただき、審議会におけます審議を経まして、「答申」をいただきたいと思います。

① 異議の申出について（諮問）

賃金室長 それでは、請園労働局長から諮問をさせていただきます。

（ 請園労働局長が、諮問文を読み上げて、石岡会長へ手交 ）
（ 各委員に対し、諮問文の写しを配付 ）

賃金室長 諮問文の写しは、委員の皆様の机上に配布させていただいております。
異議申出書につきまして、ご説明させていただきます。

まず、受理にあたりましては点検をさせていただいております。異議申出書の様式は任意とされておりますので特に問題はございません。

また、申出者の要件でございますが、最低賃金の決定によって直接利害関係を生ずる青森県内の労働者を構成員としておりますことから、これも問題がございません。

異議の内容及び理由につきましても明記されていると、以上につきまして、点検の結果、問題がないことからこれを受理したというところがございます。

続きまして、異議申出の内容及び理由についてでございます。

異議申出書の本文が4ページございますけれども、これを抜粋して読み上げさせていただきます。申出書の6行目から、「しかし」のところからです。

2010年政労使合意の「早期に800円、2020年までに平均1,000円」とする目標に到達できないばかりか、生活改善を図ることはできません。また、地域間格差の解消に期待が高まる中、3円の引き上げでは格差解消にはつながらず、若者の青森県からの流出に歯止めをかけることはできません。最低賃金やその近傍の賃金で働いている多くの低所得労働者は、最低賃金の引き上げが唯一の賃上げであり、賃上げ＝最賃引き上げ分は生活費として消費に使われます。

週40時間のフルタイムで働いても、年収総額では165万2千円余となり、年6千円余の増額にしかならず、「ワーキングプア」から抜け出すこともできません。

この金額では、結婚して、子供を産み、育てることは到底かないません。
消費不況を真に克服し、地域経済を活性化させるには労働者の賃金を引き上げること、とりわけ低所得者の底上げが決定的に重要です。

こうしたことから、下記の異議申出を行います。ということでございます。

記のところも読ませていただきます。

1、青森県最低賃金の時間額を3円引き上げ、793円とすることについては上げ幅が低く不服であり、再審議を求めます。

2、賃金格差の解消、全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げてください。

3、景気浮揚・最低賃金引き上げにあたって、公正取引の徹底、中小零細企業への支援策の強化は喫緊の課題です。政府に対して、中小零細企業への有効な支援策をさらに充実・強化するよう求めてください。

以上が申出の内容になっております。

続きまして、2ページのほうに理由がございます。それぞれ、申出内容1、2、3とあるんですけれども、2、3につきましては、全国一律最低賃金制度であるとか、中小企業支援策ということなので、8月7日の答申の内容とは直接、関係が薄いところもございますので、1の部分を読み上げさせていただきます。

理由として、労働者の生活実態からみて引上げ額は不十分です。

残念ながら答申された金額では、「ワーキングプア」を解消することはできません。

フルタイムで働いた場合、月額137,823円、年額1,653,876円となります。この収入から社会保険料や税金などを控除し、アパート代、通勤用の車の維持費や携帯料金などを支払うと、生活費は微々たるものです。これでは、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの」とは言えないのではないのでしょうか。働いても、働いてもなお生活が苦しい、ワーキングプアの状態を脱出することはできません。

ということで、そのあとにいろいろ調査していただいた最低生計費の調査のお話とかございまして、少し飛ばさせていただきます。後ろから8、9行目あたりからです。

このような状況を直視し、労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な改定、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められています。答申の時間額793円では、「結婚を諦めろ」「ワーキングプアで苦しみなさい」「賃金の高いところへ行きなさい」と言っているのと同じで、青森県の将来に希望が持てません。

最低賃金の改定審議にあたっては、現行金額からいくら引き上げるかという検討とともに、一人の大人が独立して生計を営むに当たり、その賃金水準がいくらであればいいのかを議論し、明らかにしていくことが重要で

あると考えます。

再度のご審議をお願いいたします。

これが理由でございます。最後に４ページの「おわりに」のところで
すね、再度、まとめがございます。下３行だけ読ませていただきます。

本年度の最低賃金改定にあたって再度検討していただき、大幅引き上げ
と全国一律最低賃金制度が実現するよう、強く要請いたします。

よろしくお願い申し上げます。

以上が申出書のアウトラインということでございます。

それでは、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

石岡会長 はい、ありがとうございます。今までのところで何かご質問等はご
ざいせんか。質問はよろしいでしょうかね。

（ 委員の間から、「特になし」の声 ）

② 諮問に対する審議

石岡会長 それでは、今回のこの異議申出を受けて、審議会としての意見をまとめ
たいと思いますが、各委員のほうからご意見はありませんでしょうか。

小笠原委員 はい。

石岡会長 はい、どうぞ。

小笠原委員 今年度の国の中央最低賃金審議会におきましては、ご案内のとおり、新
型コロナウイルス感染症の影響によります経済悪化を理由に目安額を示す
ことは困難であることから、現行水準を維持することが適当とした中央審
議会が書いた考え方が示されたところでございます。本県での金額審議に
向けましては、厳しい本県、地方の状況、さらには経済の景況を踏まえた
真摯な議論を重ね、決定したことからも再審議の必要性はないものと考え
ます。

以上です。

石岡会長 はい。ほかに労働者側からはご意見ないですか。

赤間委員 はい。確かに異議申出の内容っていうのは受け止めつつ、しかし、今、小
笠原委員からあったとおりに今回は未経験といいますか、未曾有といわれ
るコロナ禍の中で真摯にお互いに話し合いをした結果であると思いますの
で、私たちのところの結果は異議申立について再審議の必要はないなとい
うふうに思っています。以上です。

石岡会長 その他なにかございませんか。公益委員の先生方もございませんか。

（ 委員の間から、「特になし」の声 ）

石岡会長 そういたしますと、ほかに特にご意見がないようですので、今回の青森県労働組合総連合様からの異議申出につきましては、8月7日にいたした答申自体ですね、非常に難しい状況の中で慎重に審議を重ねた結果出したものですので、おっしゃる異議申出の理由、もちろんよくわかる部分もあるのですけれども、8月7日の答申、そういったことも含めて、さまざま、双方のご意見を伺ったうえでいたしたものですので、それを、またさらに変えるということはする必要はないのではないかという結論を得ております。異議申出につきましては、「本審議会の答申」どおり決定するという事としてよろしいでしょうか。

（ 委員の間から、「異議なし」の声 ）

石岡会長 それでは、全会一致で、「本審議会の答申どおり決定することが適当」として答申することにしたいと思います。

それでは、答申文を作る関係がございますので、ここで若干5分ほど休憩をとりたいと思います。

～休 憩～

賃金室長 それでは、会長、よろしくお願いします。

石岡会長 それでは、審議を再開したいと思います。

③ 異議の申出について（答申）

石岡会長 ただいま、答申文の案について、案文が皆様の手元に配布されたかと思いますが、このような内容でよろしいでしょうか。何かご意見はございますでしょうか。よろしいですか。

（ 委員の間から、「異議なし」の声 ）

石岡会長 それでは、この答申文をもちまして答申をするというふうにしたいと思います。

賃金係長 それでは、答申に移らせていただきます。

石岡会長より、請園労働局長に対しまして、答申をお願いいたします。

(石岡会長が答申文を読み上げて、請園労働局長へ答申文を手交)

賃金室長 答申文の写しの配布につきましては、案を差し上げておりますので、省略とさせていただきます。ご了承ください。

石岡会長 それでは、青森県最低賃金についての「異議申出にかかる議題」は、これで終了といたします。

引き続き、これから「産業別最賃の審議」に入ることになります。

事務局から日程などについてご説明をお願いします。

賃金室長 はい。説明をさせていただきます。

産業別最低賃金関係資料と表紙に表示されております資料をご覧ください。

まず、資料の２ページをお開きください。これが８月７日の審議会で確定させていただきました産別検討小委員会の委員の名簿でございます。ご確認いただきたいと思います。

小委員会の委員長と委員長代理につきましては、９月１１日の第１回検討小委員会において決定していただくということになりますけれども、事務局といたしましては、委員長に石岡委員を、委員長代理に佐藤委員の就任をお願いしたいというふうに考えておりますのでお知らせしておきます。

続きまして資料３ページでございますが、９月１１日と１４日の検討小委員会の申出人・参考人の名簿でございます。

１日に２業種ずつ、申出人、参考人の順で意見聴取を行わせていただきますので、それぞれの時刻についてご確認いただきたいと思います。

まず、１１日は、各種商品小売業、それと自動車小売業の意見聴取をお願いすることになります。このうち、各種商品小売業につきましては、参考人のほか、１名が陪席させていただく予定となっておりますので、ご了解ください。また、１１日の小委員会にはわたくし共、青森労働局のインターンシップの学生が２名、見学を予定しておりますので、これもお知らせさせていただきます。

次の１４日月曜日でございますが、鉄鋼業と電気機械器具製造業でございます。これにつきましても、電気機械器具製造業につきましては、参考人のほか、１名が陪席する可能性がございます。これについてもご了承ください。

この意見・聴取後に、小委員会としての「改正の必要性の有無」の結論を出していただくということになります。

なお、各申出人・参考人に対しましては、意見聴取メモの提出をお願い

させていただきます。また、本日以降ですね、申出人・参考人の方々に小委員会への出席案内通知、これも発出させていただきます。

なお、委員の皆様には開催案内の入った封筒を机の上に置かせていただいております。検討小委員会の委員の方には、検討小委員会と第5回本審議会の2通、小委員会の委員ではない方につきましては第5回本審議会のみ1通の開催案内を入れておりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

続きまして、資料、2枚戻っていただきまして産別の審議日程でございます。

資料1ページになりますが、11日、14日の検討小委員会が終わりますと、14日、同じ日の午後3時15分から第5回審議会を開催いたします。

これは、検討小委員会の状況により多少、開催時刻がずれ込む場合はございますので、ご了承くださいと思います。

第5回の本審議会では、小委員会報告を基にご審議いただいて、審議会としての、今度は「改正の必要性の有無について」の答申をいただきたいと思いますと考えております。

その答申において、「産別最賃改正の必要あり」との結論になった場合には、同日に「産別最賃改正の諮問」をさせていただきます。

4業種とも「必要性あり」の答申をいただくということになりますと、その後、専門部会を設けまして、各業種ごとの金額審議等が予定されます。まず、9月28日に鉄鋼業、翌29日に自動車小売業、さらに次の30日に各種商品小売業、少し間をおきまして、10月5日に電気機械器具製造業、それぞれの専門部会での調査審議をお願いするということになります。ここで結審できないということになりますと、10月6日に予備日を設けてございます。

その後、10月13日に第6回の審議会を開催し、各専門部会報告を受けまして、産別最賃改正の答申をいただくという日程になります。

ここまでの会場につきましては、大多数はこちら4階の会議室ということになりますが、自動車小売業の専門部会は第二合同庁舎、さらに、各種商品小売業の専門部会につきましては、ラプラス青い森の3階プリムラという部屋での開催になりますので、出席される方はお間違えないようによろしくお願いいたします。

産業別最低賃金にも異議申出の制度がございます。これまで産別については異議申出があったということはないんですけれども、異議があった場合を想定させていただきますと、10月30日の13時30分から日程を確保しておきたいと思います。もし、異議申出がありましたら、各委員にはご連絡を差し上げたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

その他の資料でございますが、4ページ以降に青森県に設定されてお

ます最低賃金の全国状況等がございます。

産別審議の日程等の事務局からの説明は以上でございます。

石岡会長

はい、ありがとうございました。

ただ今、日程の確認等について事務局からご説明があったところですが、次にこれからの産別審議の中で非公開とする会議について確認をしたいと思います。

これまでですね、本審、この日程表でいきますと、9月14日の第5回の本審。これは「必要性の有無」について答申するということになり、それから、10月の13日の第6回の本審と、これは産別の改正の答申をするものですので、これについては公開としてきております。

ですが、検討小委員会のほうにつきましては、審議の性格上、個別の企業についての賃金ですとか企業の利益・経済状況ですとか、そういったことについて述べられるものもありますので、そういう団体の権利利益、それが公になればですね、各企業さんの権利利益が侵害されるということにもなりかねませんので、また、業種ごとの専門部会につきましては、かなり具体的な金額審議の、意見交換の場になりますので率直な意見の交換という点でもですね、これは公開には馴染まないだろうということで、非公開としてきております。

これまでの経過をもとにしますと、各検討小委員会、それから専門部会、これについては適切にですね、対応いただくように各委員会のほうで判断していただければというふうに思っております。

こういうふうに考えておりますが、何かご意見とかございますでしょうか。よろしいでしょうかね。

（委員の間から、「異議なし」の声）

（2）その他

石岡会長

それと、あと事務局のほうから何かございませんか。

賃金室長

別冊的な、別添の資料がいくつかございます。

一つは、8月21日に、厚生労働省で全国の地域別最低賃金の答申状況を発表しておりますので、これを添付させていただきました。

すべての都道府県で地域別最低賃金の答申がなされましたという資料でございます。各県ごとの具体的な数字は2枚目になりますけれども、1枚目のポイントのところを読ませていただきます。

令和2年度地方最低賃金審議会の答申のポイントとして、最低賃金の引上げを行ったのは40県ということですので、「都道府」は引上げを行っていない、県だけが引き上げたとなりまして、引上げ額は1円から3円と

ということでございます。引上げ額が1円は17県、2円は14県、3円は9県ということになってございます。改定後の全国の加重平均額は902円ということで1円アップと。最高額1,013円の東京は変わらなかったため最低額792円との差は221円ということで2円縮まったということでございます。次の2ページ目に具体的な数字ございますけれども、北から順になっております。東北地方を見ますと、もともと宮城と福島は少し高かったのですが、これまで横並びだった青森、岩手、秋田、山形につきましては、青森と岩手と山形が3円上げたということなので793円、秋田が2円アップで792円という状況です。そのほかの数字は各自ご確認くださいと思います。

もう一つ、業務改善助成金等の中小企業支援策についての資料でございます。業務改善助成金につきましては、コースが拡充されております、今年から、これまで30円ということでやってきたのですが、今度、60円コース、90円コースと助成額が増えている部分がございます。ただ、今年のコロナの状況で、60円や90円上げるところがどれくらいになるのかというのはありますけれども、これは、それが出る前のことで、使いやすくなり、たくさん上げるところについては助成もたくさんしますよという趣旨でございます。

続きまして、冊子でございますが、生産性向上のヒント集というグリーンの冊子でございますが、これは業務改善助成金、どのような設備を入れて、この助成金を受けたかをまとめたものでございます。生産性向上のための設備投資の具体例が記載されておりますので、改定される最低賃金の周知とともにこの事例集なども活用しながらですね、引き続き、助成金の周知等、中小企業向けの支援策の周知を図って参りたいと思います。また、これに関しての相談等につきましては、最後のチラシの働き方改革推進支援センターのご利用もしていただきたいということで、こちらのほうの周知もさせていただきたいと思います。

以上のように、活用できるものがいくつかございますので、周知につきましては、各委員の皆さまにも今後ともご協力を賜りたいというふうに思います。

事務局からは以上でございます。

石岡会長

はい、ありがとうございました。今までのところで何か質問ありますか。よろしいですか。

(委員の間から、「特になし」の声)

石岡会長

それでは、本日の審議会はこれをもって閉会としたいと思います。
どうもありがとうございました。